

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第9回

熊野町農業委員会

令和元年度第9回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和2年2月21日(金) 午前10時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
委員	世良	正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福嶋	春樹
書記	内田	直人

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐	木下	祐弘
都市整備課 主査	諏訪本	壮太

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は 10 名です。熊野町農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第 8 回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから指名します。2 番中須委員、3 番岩井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 1、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 28 号の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>場所については、〇〇〇〇から〇〇〇〇〇を抜け 150m 程進んだ田と畑の 2 筆となります。譲渡人の方が町外在住であり今後耕作が困難ということから譲受人の方へ所有権移転をすることになりました。</p> <p>田と畑ということですが、田の部分については今後も稲作として、畑については 12 m²と非常に狭いうえに三角形の形となっており、耕作には適していませんが、現在樹木を植えておられますが、引き続きそういった形で管理されるそうです。譲受人の方はこれまでも、10 a 以上の農地を耕作しており、農機具等の所有状況等を含め十分な環境が整っております。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。〇〇委員をお願いします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>この件について 2 月 10 日に事務局と現地を訪れました。この土地は図面にありますとおり、〇〇〇と〇〇に接したところにあります。直ぐ近くまで山が迫ってきていますけれど、田としては非常に作りやすい正方形に近いような形状となっています。現状としてはきれいに管理をされています。今年は稲を作られた後に耕運されたように見受けられました。それと、先ほど話がありましたように、角に三角形の 12 m²の畑がありますが、これもきれいに管理され、4、5 本の果物の樹が植えてありました。周囲は</p>

	畔ガードで管理されており、耕作のし易いようになっておりますため、耕作者が変わっても問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第 2、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 29 号の農地法第 5 条の許可申請について、ご説明いたします。 まず、番号 1 の申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。旧道側から○○○○○○○○の前を左折し、城之堀線に向かって約 250m 進んだ城之堀のグランドゴルフ場の裏となります。当該農地については、これまで稲作をされておりましたが、高齢になってきたことに伴い今後、耕作が難しくなるということから、太陽光発電を設置する事業者に売りたいとのことです。当該地は住居に囲まれており、周囲にあった農地も太陽光発電用地に転用されており、影響を与えることも無いと思われます。また、資金計画についても妥当なものとなっております。 続いて、番号 2 ですが、○○○○○○○○を○○○方面に進み、○○○○を過ぎて、直ぐに右折し突き当りを左折後約 100m 先の田となっております。こちらは、娘家族が住宅を建築するにあたり、現在休耕田となっている申請地を宅地として転用したいとのことです。周囲の農地に影響を与えることも無く、資金計画についても妥当なものとなっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告

	<p>により発生した土砂を埋立てるとのことで、50cmほど嵩上するようです。隣接する畑と同じレベルまで嵩上することで一体的に耕作することが可能になるかと思えます。この川は流れが蛇行しており、70年前にはこの土地の川を挟んで向かい側の家に決壊して水害が発生したことをよく覚えています。今回の工事で安全な川になればと思っています。農地改良としては特に問題ないと思えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。 議案第30号「農地改良届について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第30号「農地改良届について」は原案どおり承認することに決定しました。 次に、日程第4 報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(日程第4 報告第12号 説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(事務局から連絡事項)</p>
議長	<p>次回の農業委員会は、3月23日(月)午前9時から開催予定です。 議案については3月10日以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和元年度第9回熊野町農業委員会を閉会します。</p>